



倉敷市 副業人材活用支援補助金

副業人材活用支援補助金とは

副業人材の活用により経営上の課題解決を図るため、副業人材マッチングサービスを利用する事業者の皆様を支援する補助金です。

副業人材とは

専門的かつ高度な技能を保有し、所属する企業等における労働時間以外の時間を活用して、自身の専門知識、経験、技術等を提供して対価を得る者

副業人材マッチングサービスとは

職業安定法第30条に規定する有料職業紹介事業者がウェブサイトを提供する企業と副業人材とのマッチングのためのサービス

補助金額

最大 **10** 万円

(1事業者1回限り)

補助率 **2/3**

補助対象経費

副業人材マッチングサービスの利用にかかる登録料、掲載料、手数料その他の経費※ ※マッチングした副業人材に支払う経費(給与、報酬、委託料)は対象外

対象者

市内に住所及び事業所を有する個人事業主 又は
市内に主たる事業所(※)を有する会社

※本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所



申請締切



令和7年2月28日(金)

実績報告締切は令和7年3月21日です。報告締切日までに終了し、かかる経費の支払いも完了する事業が補助対象です。

制度の詳細及び、申請書様式は商工課HPに掲載しています。申請書は郵送又は持参にてご提出ください! →

倉敷市 副業人材

申請・
問い合わせ

倉敷市商工課

☎ 086-426-3405

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

✉ cmind@city.kurashiki.okayama.jp

補助金の申請要件等

申請の前に

● 対象者(1ページ参照)で次の全ての項目に該当する場合は、補助金を申請いただけます。

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること

※ 資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模であること。

| 主たる事業の業種 | 中小企業者等 | |
|----------------------------|--------|------------|
| | 資本金の額 | 常時使用する従業員数 |
| 製造業、建設業、運輸業、その他業種(下3業種除く。) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

対象事業について、別の補助金の交付を受けないこと

次のいずれにも該当していない方

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者
- 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

倉敷市税の滞納がない方

申請から交付の流れ

★色がついている部分が申請者の手続きです。



申請に必要な書類

- 交付申請書
- 収支予算書
- 市税納税証明書※
- 現在事項全部証明書(法人のみ) ※
- 住民票(個人事業主のみ) ※
- 利用する副業人材マッチングサービスの内容(サービス名、経費など)がわかる資料
- 事業概要資料(HPの写し、会社パンフレットなど)

(※) の付いている書類は、発行から3カ月以内の原本を御提出ください

よくあるご質問

Q. 既に副業人材マッチングサービスに登録しており、この度、新たな案件掲載を検討しています。マッチングサービスの登録料と新たな案件の掲載料のどちらとも補助金の対象となりますか。

A. 交付申請前に利用を開始しているマッチングサービスの登録料は補助対象外です。一方で、新たな案件の掲載料は補助対象となり得ます。交付申請書を提出し、倉敷市から交付決定を受けた後に着手した事業（にかかる経費）が補助対象となります。

Q. 副業人材に直接支払う経費（報酬、給与、委託料等）は補助金の対象になりますか。

A. 副業人材に支払われる経費は、補助対象外です。そのため、副業人材マッチングサービス事業者に直接支払われる経費であっても、副業人材の報酬等に充てられるものは補助対象外になります。

Q. パソコンでのデータ入力作業やDMの配布作業などの案件を掲載したいが、補助金の対象になりますか。

A. マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、専門的な知見・ノウハウを必要としない事業は補助対象外になります。判断が難しい場合は、事前に商工課にお問い合わせください。

Q. 申請年度中に経費の支払いが完了しない場合も補助金の対象になりますか。

A. 補助対象外です。実績報告の締切日（令和7年3月21日）までに事業が終了し、かかる経費の支払いが完了する事業が補助対象となります。

Q. 副業人材マッチング事業者を支払う取消料、キャンセル料・振込手数料、代引手数料は補助金の対象になりますか。

A. 補助対象外です。

Q. 補助金の交付決定後、マッチングサービスを利用しましたが、期間内に副業人材とマッチングしませんでした。それでも補助金の対象になりますか。

A. 補助対象となり得ます。事業完了後、実績報告書を御提出ください。

Q. 副業人材マッチング事業者が職業安定法第30条に規定する「有料職業紹介事業者」に該当するか、どのように確認すればよいですか。

A. 副業人材マッチング事業者の自社サイトで確認できない場合は、事前に商工課にお問い合わせください。厚生労働省職業安定局・人材サービス総合サイトで検索することもできます。

Q. 補助金の対象となる副業人材マッチングサービスにはどのようなものがありますか。

A. 一例として、岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点の「副業・兼業 登録民間人材ビジネス事業者」として登録されているマッチングサービスを紹介します。

- ・HiPro Direct for Local（運営：パーソルキャリア株式会社）
- ・Skill Shift standard（運営：株式会社みらいワークス）
- ・サンカクふるさと副業（運営：株式会社リクルート）

副業人材の活用事例

新規事業

- ・市場調査
- ・事業分析
- ・計画立案



広報・PR

- ・SNS運用
- ・プレスリリース
- ・メディア制作



マーケティング

- ・データ分析
- ・Web広告
- ・メルマガ制作



販路開拓

- ・営業力強化
- ・海外展開
- ・ネット広告制作



ECサイト構築

- ・サービス開発
- ・Webデザイン
- ・海外対応



ITツール導入

- ・システム開発
- ・Webデザイン
- ・ソフト更新



コスト削減

- ・ペーパーレス化
- ・テレワーク導入
- ・マニュアル作成

